

桜井市営住宅条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>○桜井市営住宅条例</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 9 月 30 日 条例第 23 号</p> <p>桜井市営住宅条例(昭和 47 年 3 月桜井市条例第 2 号)の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)</p> <p>第 2 章 市営住宅の管理(第 4 条—第 42 条の 2)</p> <p>第 3 章 社会福祉事業等への活用(第 43 条—第 49 条)</p> <p>第 4 章 みなし特定公共賃貸住宅等としての活用(第 50 条—第 54 条)</p> <p>第 5 章 駐車場の管理(第 55 条—第 65 条)</p> <p>第 6 章 補則(第 66 条—第 71 条)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。)に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理について法及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)並びにこれらに基づく命</p>	<p>○桜井市営住宅条例</p> <p style="text-align: right;">平成 9 年 9 月 30 日 条例第 23 号</p> <p>桜井市営住宅条例(昭和 47 年 3 月桜井市条例第 2 号)の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)</p> <p>第 2 章 市営住宅の管理(第 4 条—第 42 条の 2)</p> <p>第 3 章 社会福祉事業等への活用(第 43 条—第 49 条)</p> <p>第 4 章 みなし特定公共賃貸住宅等としての活用(第 50 条—第 54 条)</p> <p>第 5 章 駐車場の管理(第 55 条—第 65 条)</p> <p>第 6 章 補則(第 66 条—第 71 条)</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。)に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理について法及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)並びにこれらに基づく命</p>	

令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその付帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 共同施設 法第 2 条第 9 号及び公営住宅法施行規則(昭和 26 年建設省令第 19 号)第 1 条に規定する施設をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。)第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。
- (4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第 2 条第 15 号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (5) 市営住宅監理員 法第 33 条の規定により市長が任命する者をいう。

(設置)

第 3 条 市は、市営住宅及び共同施設を別表のとおり設置する。

第 2 章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第 4 条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち 2 以上の方法によって行うものとする。

令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその付帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 共同施設 法第 2 条第 9 号及び公営住宅法施行規則(昭和 26 年建設省令第 19 号)第 1 条に規定する施設をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。)第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。
- (4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第 2 条第 15 号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (5) 市営住宅監理員 法第 33 条の規定により市長が任命する者をいう。

(設置)

第 3 条 市は、市営住宅及び共同施設を別表のとおり設置する。

第 2 章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第 4 条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち 2 以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞
- (2) テレビジョン
- (3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (4) 市の広報紙

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第 5 条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 桜井市が施行する都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業に伴う住宅の除却
- (6) 桜井市が施行する土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 20

- (1) 新聞
- (2) テレビジョン
- (3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (4) 市の広報紙

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

第 5 条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 桜井市が施行する都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業に伴う住宅の除却
- (6) 桜井市が施行する土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 20

条(第 138 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和 36 年法律第 150 号)第 2 条に規定する特定公共事業に伴う住宅の除却

(7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第 6 条第 1 項で定める者(次条第 2 項において「老人等」という。))にあっては第 2 号から第 7 号まで、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する被災者等(第 3 号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしない

条(第 138 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和 36 年法律第 150 号)第 2 条に規定する特定公共事業に伴う住宅の除却

(7) 現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者の資格)

第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(市長が指定する単身者用の住宅に入居する者(未成年者及び身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。))にあっては第 2 号から第 8 号まで、被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する被災者等(第 3 号及び第 5 号)の条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしない

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第 12 条第 1 項、第 42 条の 2 第 1 項及び第 52 条第 1 号において同じ。)があること。

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第 6 条第 4 項で定める場合 令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額

イ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 市税を滞納していない者であること。

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第 12 条第 1 項、第 42 条の 2 第 1 項及び第 52 条第 1 号において同じ。)があること。

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として次項で定める場合 214,000 円

イ 市営住宅が、法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年法律第 150 号)第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000 円
(当該災害発生の日から 3 年を経過した後は、158,000 円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000 円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (6) 市税を滞納していない者であること。

(7) 原則として、持家のない者であること。

(7) 過去において市営住宅に入居していた者にあつては、市営住宅の明渡しの請求を受けた者でないこと。

(8) 原則として、持家のない者であること。

2 第1項第2号アに規定する特に居住の安定を図る必要がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ定める程度であるもの

(7) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受

(入居者資格の特例)

第 7 条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合において

けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合

(3) 同居者に義務教育終了までの者がある場合

3 市長は、入居の申込みをした者が第 1 項に規定する身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接し、及びその心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第 7 条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合において

は、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第 2 号イに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあつては、同条第 2 号及び第 3 号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第 8 条 前 2 条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対して通知するものとする。

- 3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第 9 条 公募をした住宅に複数以上の申込みがあった場合、入居者の選考は、公開抽選により決定する。ただし、20 歳未満の子を扶養している母子世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で、緊急に市営住宅に入居す

は、その者は、前条第 1 項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 前条第 1 項第 2 号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(市長が指定する単身者用の住宅に入居する者にあつては、同項第 2 号から第 8 号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から 3 年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第 8 条 前 2 条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対して通知するものとする。

- 3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第 9 条 公募をした住宅に複数以上の申込みがあった場合、入居者の選考は、公開抽選により決定する。ただし、20 歳未満の子を扶養している母子世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で、緊急に市営住宅に入居す

ることを必要としている者については、入居に関し配慮することができる。

(入居補欠者)

第 10 条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居予定者のほかに補欠として補欠順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居予定者が市営住宅入居を辞退する等により入居しないときには、前項の入居補欠者のうちから補欠順位に従い入居者を決定しなければならない。

(住宅入居の手続)

第 11 条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次の各号の掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第 19 条の規定により敷金を納付すること。

2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続きを前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。

ることを必要としている者については、入居に関し配慮することができる。

(入居補欠者)

第 10 条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居予定者のほかに補欠として補欠順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居予定者が市営住宅入居を辞退する等により入居しないときには、前項の入居補欠者のうちから補欠順位に従い入居者を決定しなければならない。

(住宅入居の手続)

第 11 条 市営住宅の入居決定者は、市長の指定する日までに、次の各号の掲げる手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。

(2) 第 19 条の規定により敷金を納付すること。

2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続きを前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。

4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から15日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは_____、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の承認をしないものとする。

(1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号に規定する金額を超える場合

(2) 入居させようとする者が暴力団員である場合

3 市長は、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項第1号の規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができる。

3 入居者は、出生、死亡又は転出により同居者に異動が生じたときは、速やかにこの旨を市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第 13 条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第 11 条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、同項の承認をしないものとする。

(家賃の決定)

第 14 条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入(同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 29 条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第 36 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

4 入居者は、出生、死亡又は転出により同居者に異動が生じたときは、速やかにこの旨を市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第 13 条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第 11 条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、同項の承認をしないものとする。

(家賃の決定)

第 14 条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第 3 項の規定により認定された収入(同条第 4 項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第 29 条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第 3 項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第 2 条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第 36 条第 1 項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第 2 条第 1 項第 4 号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第15条 入居者は、毎年度、市長に対して収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかり生活に著しく困窮しているとき。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告等)

第15条 入居者は、毎年度、市長に対して収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるほか、市長は、第6条第2項各号のいずれかに該当する場合は、その旨を証する書類の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第16条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。

(2) 入居者又は同居者が病気にかかり生活に著しく困窮しているとき。

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第 17 条 市長は、入居者から第 11 条第 5 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 42 条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第 41 条に規定する手続きを経ないで住宅を立退いたときは、第 1 項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促、延滞金の徴収)

第 18 条 家賃を前条第 2 項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(指定納期限の翌日から 1 月を経過する

(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第 17 条 市長は、入居者から第 11 条第 5 項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 42 条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第 41 条に規定する手続きを経ないで住宅を立退いたときは、第 1 項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促、延滞金の徴収)

第 18 条 家賃を前条第 2 項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(指定納期限の翌日から 1 月を経過する

日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 市長は、入居者が第 1 項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(敷金)

第 19 条 市長は、入居者から入居時における 3 月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

- 2 市長は、第 16 条の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には利子をつけない。

(敷金の運用等)

第 20 条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 市長は、入居者が第 1 項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(敷金)

第 19 条 市長は、入居者から入居時における 3 月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

- 2 市長は、第 16 条の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には利子をつけない。

(敷金の運用等)

第 20 条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第 21 条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 3 入居者の責に帰すべき事由によって第 1 項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 22 条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第 1 項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第 23 条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失

(修繕費用の負担)

第 21 条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 3 入居者の責に帰すべき事由によって第 1 項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 22 条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、給水施設及び污水处理施設の使用又は維持、運営に要する費用
- (4) 前条第 1 項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第 23 条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失

又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第 24 条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第 25 条 入居者が市営住宅を引き続き 15 日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第 26 条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第 27 条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第 28 条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第 1 項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第 29 条 市長は、毎年度、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が第 6 条第 2 号の金額を超え、かつ、当該入居者

又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第 24 条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第 25 条 入居者が市営住宅を引き続き 15 日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第 26 条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第 27 条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第 28 条 入居者は、市営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第 1 項ただし書の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第 29 条 市長は、毎年度、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が第 6 条第 1 項第 2 号の金額を超え、かつ、当該

が、市営住宅に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

- 2 市長は、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 5 年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。
- 3 入居者は、前 2 項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第 30 条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第 31 条 第 29 条第 1 項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあつては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

- 2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項に規定する方法によらなければならない。
- 3 第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、第 1 項の家賃について

入居者が、市営住宅に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

- 2 市長は、第 15 条第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き 5 年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。
- 3 入居者は、前 2 項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第 30 条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第 31 条 第 29 条第 1 項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあつては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

- 2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項に規定する方法によらなければならない。
- 3 第 16 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、第 1 項の家賃について

準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第 32 条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して 6 月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第 1 項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第 33 条 第 29 条第 2 項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第 14 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない

準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第 32 条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して 6 月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第 1 項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第 33 条 第 29 条第 2 項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第 14 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない

い。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条及び第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第34条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第35条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第38条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業に

い。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条及び第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第34条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第35条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第29条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第38条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業に

より新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第 29 条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求)

第 36 条 市長は、第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 16 条(第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による明渡し請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前 2 項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第 37 条 市長は、市営住宅立替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、除却しようとする市

より新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第 29 条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求)

第 36 条 市長は、第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 16 条(第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による明渡し請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前 2 項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡し請求等)

第 37 条 市長は、市営住宅立替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、除却しようとする市

営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 前項の規定は、第 33 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、第 33 条第 2 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 2 項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第 38 条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第 40 条第 1 項の規定により当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第 39 条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 前項の規定は、第 33 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、第 33 条第 2 項中「前条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 2 項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第 38 条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第 40 条第 1 項の規定により当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより入居の申出をしなければならない。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第 39 条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第 40 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い、当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第 41 条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5 日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第 28 条第 1 項ただし書の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第 42 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないと

第 40 条 市長は、法第 44 条第 3 項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い、当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 11 条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

第 41 条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5 日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第 28 条第 1 項ただし書の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡請求)

第 42 条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないと

き。

(5) 第 12 条、第 13 条及び第 23 条から第 28 条までの規定に違反したとき。

(6) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。)

(7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年 5 分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第 1 項第 7 号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の 6 月前までに、当

き。

(5) 第 12 条、第 13 条及び第 23 条から第 28 条までの規定に違反したとき。

(6) 暴力団員であることが判明したとき(同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。)

(7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年 5 分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、市営住宅が第 1 項第 7 号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の 6 月前までに、当

該入居者にその旨を通知しなければならない。

- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

(入居の承認等に関する意見聴取)

第42条の2 市長は、必要があると認めるときは、市営住宅の入居予定者及びその者と同居しようとする親族又は入居者が同居させるようとする者が暴力団員であるかどうかについて、本市の区域を管轄する警察署の署長(以下「警察署長」という。)の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

第3章 社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第43条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用手続)

該入居者にその旨を通知しなければならない。

- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

(入居の承認等に関する意見聴取)

第42条の2 市長は、必要があると認めるときは、市営住宅の入居予定者及びその者と同居しようとする親族又は入居者が同居させるようとする者が暴力団員であるかどうかについて、本市の区域を管轄する警察署の署長(以下「警察署長」という。)の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、入居者及び同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

第3章 社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第43条 市長は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用手続)

第 44 条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に許可を申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第 45 条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第 46 条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第 17 条から第 28 条まで、第 37 条、第 41 条及び第 68 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第 17 条

第 44 条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長に許可を申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第 45 条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第 46 条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第 17 条から第 28 条まで、第 37 条、第 41 条及び第 68 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第 17 条

中「第 11 条第 5 項」とあるのは「第 44 条第 2 項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、「第 42 条第 1 項」とあるのは「第 49 条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第 47 条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第 48 条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第 44 条第 1 項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第 49 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第 4 章 みなし特定公共賃貸住宅等としての活用

(使用許可)

第 50 条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関

中「第 11 条第 5 項」とあるのは「第 44 条第 2 項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、「第 42 条第 1 項」とあるのは「第 49 条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第 47 条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第 48 条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第 44 条第 1 項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第 49 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第 4 章 みなし特定公共賃貸住宅等としての活用

(使用許可)

第 50 条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅の供給の促進に関

する法律(平成 5 年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第 51 条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第 18 条第 2 項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

第 52 条 第 50 条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第 6 条の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成 5 年建設省令第 16 号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。)第 6 条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(2) 特定優良賃貸住宅法施行規則第 7 条各号に定めるもの

(家賃)

第 53 条 第 50 条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家

する法律(平成 5 年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第 6 条に規定する特定優良賃貸住宅その他の特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第 51 条 市長は、市営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第 18 条第 2 項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

第 52 条 第 50 条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成 5 年建設省令第 16 号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。)第 6 条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(2) 特定優良賃貸住宅法施行規則第 7 条各号に定めるもの

(家賃)

第 53 条 第 50 条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家

賃は、第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 前項の入居者の収入については第 15 条の規定を準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 53 条第 1 項」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の近傍同種の住宅の家賃については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。この場合において、「第 1 項」とあるのは「第 53 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(準用)

第 54 条 第 50 条の規定による市営住宅の使用については、第 51 条から前条までに定めるもののほか、第 4 条、第 5 条、第 8 条から第 13 条まで、第 16 条から第 28 条まで、第 36 条から第 42 条の 2 まで及び第 67 条の規定を準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前 2 条」とあるのは「第 52 条」と、第 17 条第 1 項中「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、第 36 条第 1 項中「第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 16 条(第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による明け渡しの請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第 53 条の規定による家賃

賃は、第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 前項の入居者の収入については第 15 条の規定を準用する。この場合において、同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは「第 53 条第 1 項」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の近傍同種の住宅の家賃については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。この場合において、「第 1 項」とあるのは「第 53 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(準用)

第 54 条 第 50 条の規定による市営住宅の使用については、第 51 条から前条までに定めるもののほか、第 4 条、第 5 条、第 8 条から第 13 条まで、第 16 条から第 28 条まで、第 36 条から第 42 条の 2 まで及び第 67 条の規定を準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前 2 条」とあるのは「第 52 条」と、第 17 条第 1 項中「第 32 条第 1 項又は第 37 条第 1 項」とあるのは「第 37 条第 1 項」と、第 36 条第 1 項中「第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項若しくは第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 16 条(第 31 条第 3 項又は第 33 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 19 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 32 条第 1 項の規定による明け渡しの請求、第 34 条の規定によるあっせん等又は第 38 条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第 53 条の規定による家賃

の決定」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場の管理

第55条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより行わなければならない。

(使用許可)

第56条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第57条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第42条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

第58条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、市長の定めるところにより駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者(以下「使

の決定」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場の管理

第55条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより行わなければならない。

(使用許可)

第56条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第57条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第42条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

第58条 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、市長の定めるところにより駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、その旨を当該使用者として決定した者(以下「使

用決定者」という。)に対し通知するものとする。

(使用者の決定)

第 59 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

第 60 条 第 58 条第 2 項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から 10 日以内に次の各号に掲げる手続きをしなければならないものとする。

- (1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。
 - (2) 第 63 条に定める保証金を納付すること。
- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続きを同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続きをしなければならない。
- 3 市長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は前項に規定する期間内に第 1 項に規定する手続きをしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する手続

用決定者」という。)に対し通知するものとする。

(使用者の決定)

第 59 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

第 60 条 第 58 条第 2 項に規定する通知を受けた者は、市長の指定する日までに、次の各号に掲げる手続きをしなければならないものとする。

- (1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。
 - (2) 第 63 条に定める保証金を納付すること。
- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続きを同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続きをしなければならない。
- 3 市長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は前項に規定する期間内に第 1 項に規定する手続きをしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する手続

きをしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。

- 5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から15日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第61条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が別に定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

第63条 市長は、駐車場の使用決定者から3月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

きをしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。

- 5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から15日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第61条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が別に定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

第63条 市長は、駐車場の使用決定者から3月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第 19 条第 3 項及び第 4 項並びに第 20 条の規定は、第 1 項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第 19 条第 3 項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消)

第 64 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその付帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第 57 条に規定する使用者資格を失ったとき。
- (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については第 42 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第 19 条第 3 項及び第 4 項並びに第 20 条の規定は、第 1 項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第 19 条第 3 項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消)

第 64 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその付帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第 57 条に規定する使用者資格を失ったとき。
- (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定については第 42 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使

用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第64条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第65条 駐車場の使用については、第55条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第25条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第41条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第66条 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから4人以内の範囲において任命する。

- 2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。
- 4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第64条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第65条 駐車場の使用については、第55条から前条までに定めるもののほか、第17条、第18条、第25条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第41条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第66条 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから4人以内の範囲において任命する。

- 2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。
- 4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。
- 5 第1項から前項までに規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第 67 条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(管理の委託)

第 68 条 市長は、本条例に規定するもののうち、次の各号に掲げる事務を公共的団体等に委託することができる。

- (1) 市営住宅の入居者の募集に関する事。
- (2) 市営住宅の家賃の徴収に関する事。
- (3) 市営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関する事。
- (4) 市営住宅及び共同施設に係る環境整備に関する事。
- (5) 第 3 号及び第 4 号に定めるもののほか市営住宅の共同施設の管理に関するもののうち市長が別に定めるもの。

(敷地の目的外使用)

第 69 条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定め

(立入検査)

第 67 条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(管理の委託)

第 68 条 市長は、本条例に規定するもののうち、次の各号に掲げる事務を公共的団体等に委託することができる。

- (1) 市営住宅の入居者の募集に関する事。
- (2) 市営住宅の家賃の徴収に関する事。
- (3) 市営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関する事。
- (4) 市営住宅及び共同施設に係る環境整備に関する事。
- (5) 第 3 号及び第 4 号に定めるもののほか市営住宅の共同施設の管理に関するもののうち市長が別に定めるもの。

(敷地の目的外使用)

第 69 条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定め

るところによりその使用を許可することができる。

(罰則)

第 70 条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第 71 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 55 号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成 10 年 3 月 31 日までの間は、この条例(以下「新条例」という。)第 4 条第 2 項、第 5 条第 8 号、第 6 条、第 7 条、第 12 条から第 20 条まで、第 23 条から第 40 条まで及び第 42 条の規定は適用せず、旧条例第 4 条第 2 項、第 5 条第 6 号、第 7 号及び第 9 号、第 6 条、第 12 条から第 18 条まで、第 21 条から第 34 条まで並びに第 36 条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の市営住宅については、平成 10 年 3 月 31 日までの間は、新

るところによりその使用を許可することができる。

(罰則)

第 70 条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第 71 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 公営住宅法の一部を改正する法律(平成 8 年法律第 55 号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成 10 年 3 月 31 日までの間は、この条例(以下「新条例」という。)第 4 条第 2 項、第 5 条第 8 号、第 6 条、第 7 条、第 12 条から第 20 条まで、第 23 条から第 40 条まで及び第 42 条の規定は適用せず、旧条例第 4 条第 2 項、第 5 条第 6 号、第 7 号及び第 9 号、第 6 条、第 12 条から第 18 条まで、第 21 条から第 34 条まで並びに第 36 条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 前項の市営住宅については、平成 10 年 3 月 31 日までの間は、新

条例第 5 条の規定は適用せず、旧条例第 5 条第 8 号中「他の公営住宅の入居者が世帯構成に異動があつたことにより当該市営住宅に」とあるのは「現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。

- 4 新条例の施行の日において現に市が低額所得者に賃貸又は転貸をするため買い取り、借上げ、若しくは管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るものうち、当該入居者が旧条例第 6 条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設とみなして新条例の適用をする。
- 5 新条例第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第 2 項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成 10 年 3 月 31 日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第 1 項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。
- 6 平成 10 年 4 月 1 日において現に附則第 2 項の市営住宅に入居し

条例第 5 条の規定は適用せず、旧条例第 5 条第 8 号中「他の公営住宅の入居者が世帯構成に異動があつたことにより当該市営住宅に」とあるのは「現に公営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。

- 4 新条例の施行の日において現に市が低額所得者に賃貸又は転貸をするため買い取り、借上げ、若しくは管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るものうち、当該入居者が旧条例第 6 条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設とみなして新条例の適用をする。
- 5 新条例第 14 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 33 条第 1 項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第 2 項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成 10 年 3 月 31 日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第 1 項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。
- 6 平成 10 年 4 月 1 日において現に附則第 2 項の市営住宅に入居し

ている者の平成 10 年度から平成 12 年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第 14 条又は第 16 条の規定による家賃の額が旧条例第 13 条、第 14 条又は第 15 条の規定による家賃の額を超える場合にあつては新条例第 14 条又は第 16 条の規定による家賃の額から旧条例第 13 条、第 14 条又は第 15 条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第 13 条、第 14 条又は第 15 条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。

年度区分	負担調整率
平成 10 年度	0.25
平成 11 年度	0.5
平成 12 年度	0.75

- 平成 10 年 4 月 1 日前に旧条例の規定によつてした請求、手続その他の行為は、新条例の規定によつてしたものとみなす。
- 法附則第 5 項の規定による貸付けを受けて建設される市営住宅に係る第 2 条第 1 号の規定の適用については、同号中「建設、買取り又は借上げ」とあるのは「建設」と、「補助」とあるのは「補助又は法附則第 5 項に規定による無利子貸付け」とする。

附 則(平成 10 年 12 月 22 日条例第 29 号)

<中略>

附 則(平成 21 年 3 月 30 日条例第 7 号)

ている者の平成 10 年度から平成 12 年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第 14 条又は第 16 条の規定による家賃の額が旧条例第 13 条、第 14 条又は第 15 条の規定による家賃の額を超える場合にあつては新条例第 14 条又は第 16 条の規定による家賃の額から旧条例第 13 条、第 14 条又は第 15 条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第 13 条、第 14 条又は第 15 条の規定による家賃の額を加えて得た額とする。

年度区分	負担調整率
平成 10 年度	0.25
平成 11 年度	0.5
平成 12 年度	0.75

- 平成 10 年 4 月 1 日前に旧条例の規定によつてした請求、手続その他の行為は、新条例の規定によつてしたものとみなす。
- 法附則第 5 項の規定による貸付けを受けて建設される市営住宅に係る第 2 条第 1 号の規定の適用については、同号中「建設、買取り又は借上げ」とあるのは「建設」と、「補助」とあるのは「補助又は法附則第 5 項に規定による無利子貸付け」とする。

附 則(平成 10 年 12 月 22 日条例第 29 号)

<中略>

附 則(平成 21 年 3 月 30 日条例第 7 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

1 市営住宅

名称	位置
阿部市営住宅	桜井市大字阿部 672 番地
慈恩寺市営住宅	〃 慈恩寺 1076 番地
大福市営住宅	〃 大福 263 番地
大福東市営住宅	〃 大福 45 番地
初瀬下河原市営住宅	〃 初瀬 1763 番地の 1
初瀬東市営住宅	〃 初瀬 4756 番地
初瀬小学校前市営住宅	〃 初瀬 1471 番地
美柘荘市営住宅	〃 大西 142 番地の 2
豊田市営住宅	〃 大西 203 番地の 1
東田市営住宅	〃 東田 358 番地の 1

2 共同施設

名称	位置
橘集会所	桜井市大字大福 263 番地
豊田集会所	〃 大西 203 番地の 1
下河原集会所	〃 初瀬 1797 番地の 2

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

1 市営住宅

名称	位置
阿部市営住宅	桜井市大字阿部 672 番地
慈恩寺市営住宅	〃 慈恩寺 1076 番地
大福市営住宅	〃 大福 263 番地
大福東市営住宅	〃 大福 45 番地
初瀬下河原市営住宅	〃 初瀬 1763 番地の 1
初瀬東市営住宅	〃 初瀬 4756 番地
初瀬小学校前市営住宅	〃 初瀬 1471 番地
美柘荘市営住宅	〃 大西 142 番地の 2
豊田市営住宅	〃 大西 203 番地の 1
東田市営住宅	〃 東田 358 番地の 1

2 共同施設

名称	位置
橘集会所	桜井市大字大福 263 番地
豊田集会所	〃 大西 203 番地の 1
下河原集会所	〃 初瀬 1797 番地の 2

初瀬東住宅集会所	〃	初瀬 2800 番地
西之宮新町集会所	〃	西之宮 217 番地の 3
東田住宅集会所	〃	東田 358 番地の 1
文殊ヶ丘集会所	〃	阿部 655 番地

初瀬東住宅集会所	〃	初瀬 2800 番地
西之宮新町集会所	〃	西之宮 217 番地の 3
東田住宅集会所	〃	東田 358 番地の 1
文殊ヶ丘集会所	〃	阿部 655 番地